

令和8年2月第196回定例 農業委員会総会議事録

令和8年2月10日(火)

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第775号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題776号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第777号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第778号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供について

報告第473号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第474号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第475号 その他の専決報告について

開会 午前10時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年2月第196回定例総会の開会をお願い致します。
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。
- 議長 皆さんおはようございます。
本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。
本日の現在出席委員 20名、欠席の届出 4名（ 4番、●●●委員、5番、●●●●委員、17番、●●●●委員、24番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、2月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年2月第196回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
13番 ●●●●委員
15番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしく申し上げます。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第775号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
- 事務局 議第775号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます

す。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年2月10日提出、近江八幡市農業委員会、会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、円山町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積127㎡、同じく円山町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積143㎡、同じく円山町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積153㎡、世帯の経営面積、渡人2.7アール、受人0アールで今回の申請面積4.2アールとなります。渡人につきましては、孫平治町●丁目●番地、●●号、●●●●、受人につきましては、東近江市八日市松尾町●番●号、●棟●●号室、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。現在東近江市にお住まいですが、同じ方からお家を買われて、畑も購入されて家庭菜園として利用されるということです。ベトナム国籍の方で、外国籍の方であっても農地法については特に制限はございません。ただし、中長期以上の在留資格がないとダメで短期ビザでは農地を取得することはできないという運用をされています。この方については中長期在留資格をお持ちです。

番号2、土地の所在地、船木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積68㎡、同じく船木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,614㎡、同じく船木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,893㎡、世帯の経営面積、渡人83.1アール、受人2,074.3アールで今回の申請面積を合わせますと2,150アールとなります。渡人につきましては、神戸市東灘区本山南町●丁目●番●一●●号、●●●●、茨城県守谷市久保ヶ丘●丁目●●番地●●、●●●●、受人につきましては、船木町●●●●番地、農事組合法人●●●●、代表理事、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。渡人の方ですが、後に4条、5条と出てまいります、近江八幡市の財産を処分されるものでございます。

番号3、土地の所在地、江頭町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,155㎡、同じく江頭町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,513㎡、世帯の経営面積、渡人46.7アール

ル、受人14,304アールで今回の申請面積を合わせますと14,350.6アールとなります。渡人につきましては、出町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積723㎡、世帯の経営面積、渡人7.2アール、受人、今回の申請面積を合わせますと14,357.9アールとなります。渡人につきましては、大阪府豊中市東豊中町●丁目●●番●●号、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積801㎡、同じく長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積656㎡、世帯の経営面積、渡人25.5アール、受人、今回の申請面積を合わせますと14,372.4アールとなります。渡人につきましては、京都市東山区祇園町南側●●番地●●、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容が売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号6、土地の所在地、赤尾町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積246㎡、世帯の経営面積、渡人2.5アール、受人0アールで今回の申請面積2.5アールとなります。渡人につきましては、蒲生郡竜王町大字山之上●●番地、●●別館●番館●●号、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町大字山面●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。こちらについても、現在竜王町にお住まいですが、近江八幡市にお家を購入され、その続きにある南側の畑を家庭菜園として利用されます。

番号7、土地の所在地、竹町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,842㎡、同じく竹町●●番、登記地目、現況地

目とも田、登記面積472㎡、同じく竹町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積922㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人2,358アールで今回の申請面積を合わせますと2,401.1アールとなります。渡人につきましては、竹町●●番地、●●、受人につきましては、竹町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。

番号8、土地の所在地、東川町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,177㎡、世帯の経営面積、渡人115アール、受人10,015.2アールで今回の申請面積を合わせますと10,046.9アールとなります。渡人につきましては、東川町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号9、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積92㎡、世帯の経営面積、渡人6.6アール、受人6.7アールで今回の申請面積を合わせますと7.6アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号10、土地の所在地、白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積669㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地●●、●●●●●、同じく白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積271㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積198㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積796㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積733㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,044㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●●、同じく白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積463㎡、白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積12㎡、白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積29㎡、白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積372㎡、白王町●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積14㎡、白王町●番

●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積83㎡、白王町●番、
登記地目、現況地目とも田、登記面積591㎡、白王町●●番、登
記地目、現況地目とも田、登記面積925㎡、白王町●●番●、登
記地目、現況地目とも田、登記面積783㎡、渡人につきましては、
十王町●●番地●、●●●●、同じく白王町●番●、登記地目、
現況地目とも田、登記面積263㎡、白王町●番●、登記地目、現
況地目とも田、登記面積140㎡、渡人につきましては、沖島町●
●番地●、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地
目とも畑、登記面積733㎡、渡人につきましては、沖島町●●番
地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、
登記面積793㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登
記面積403㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、
同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積396
㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積776㎡、
渡人につきましては、本町●丁目●●番地●、●●●●、同じく
白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積704㎡、白
王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積694㎡、白王
町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人に
つきましては、沖島町●●番地●●、●●●●、同じく白王町●
●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●
番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、
登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登
記地目、現況地目とも田、登記面積1,269㎡、渡人につきましては、
沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、
現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現
況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●
●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目と
も田、登記面積991㎡、渡人につきましては沖島町●●番地●、
●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登
記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記
面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、
同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991
㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、
白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積932㎡、
白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、

渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,064㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、千葉県船橋市北本町●丁目●●番●一●●号、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積995㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,114㎡、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,428㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,367㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積988㎡、渡人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積600㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積165㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、渡人につきましては、北之庄町●●番地●●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、大中町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、野洲市北野●丁目●●番●一●●号、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,104㎡、渡人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積978㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,004㎡、渡人につきましては、沖島

町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、小船木町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積965㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、東京都町田市金井ヶ丘●丁目●番●号、●●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積496㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,176㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積315㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積741㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,236㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積961㎡、渡人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積952㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,097㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積9

91㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積595㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,318㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,074㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、杉森町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積595㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積595㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,216㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積657㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積899㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、西元町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,084㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記

地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、渡人につきましては、
沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,371㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積290㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,084㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,090㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,434㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●●、●●●●、同じく沖島町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、北津田町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,031㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,067㎡、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積952㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積945㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,090㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、渡人につきましては、川原町●丁目●番地●●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、渡人につきましては、彦根市高宮町●●番地●，●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積495㎡、白王町●●番、登記地目、現況

況地目とも田、登記面積1,494㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,603㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,533㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,497㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積892㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,079㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,669㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積733㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積922㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,709㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,289㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,180㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,180㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,183㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積277㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目、登記面積196㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,378㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積595㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積773㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積218㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,421㎡、渡人につきましては、日吉野町●●番地●●、●●●●、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,358㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,008㎡、白王町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積188㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、

登記地目、現況地目とも田、登記面積1,008㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積885㎡、渡人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積545㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積981㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積482㎡、渡人につきましては、中村町●●番地●、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積479㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積955㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積991㎡、白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積981㎡、渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、同じく白王町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,322㎡、渡人につきましては、堀上町●●番地●●、●●●●、以上、合計205筆191,073㎡の受人につきましては、愛知郡愛荘町市●●番地●、●●●●、世帯の経営面積ですが、市内では0でございますが、愛荘町で344.5アール経営されています。契約内容は売買、譲渡理由は管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。約3年前から申請人親子と外4名、合計6名で麦、大豆、飼料作物を栽培されています。麦については●●●●へ出荷され、大豆についてはJAへ出荷されていると聞いております。既に畦畔も飛ばして耕作されています。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

まずは地元の案件でございますので、私から補足させていただきます。所有者の方はほぼほぼ沖島の方ですがこの方々が全て耕作されていたわけではありません。沖島の方だけではなく大中の方も耕作されていましたが、耕作放棄地的な農地もたくさん発生しておりました。その中で3年前に●●さんが入ってこられて田んぼを分けてほしいという話が持ち上がりまして今回ようやく売買の話が整いこの申請ができました。現状を航空写真等で見ていますと麦や大豆を耕作されています。

他に皆さんからありましたらお願いします。

委員

地域計画はどうなっていますか。規模が大きいので、計画として●●さんが位置づけされているのか。

事務局

地域計画の件ですが、これまで沖島の方が耕作をお願いされていたり、地権者が沖島の方ですので地域計画は作られていないところになっています。今回この3条許可を得て所有権が移るのであれば、●●さんで地域計画を作ることは可能となってまいります。

議長

他に質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 775 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 776 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 777 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第776号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積142㎡、申請人につきましては、神戸市東灘区本山南町●丁目●番●一●●●号、●●●●、茨城県守谷市久保ヶ丘●丁目●●番地●●、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和40年頃に造成され、農業用倉庫として利用されていきました。今回相続を受け、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、竹町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積568㎡、申請人につきましては、竹町●●番地、●●●●、申請地は、竹町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び農家住宅で、平成22年に一部を農業用倉庫として農地法の許可を得て建築されました。その後、平成25年に離れの増築した際に、農地部分についても一部造成されました。今回、規模拡大により、農業用倉庫が手狭になったことから、倉庫の立替を計画したところ、一部転用許可を受けていないことが判明したために申請されたものです。一部、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積43㎡、申請人につきましては、甲賀市甲南町耕心●丁目●●番地●●、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、平成9年に申請者の親族が居宅を新築した際に、隣接の農地を一体的に住宅敷地として造成されました。今回相続を受けた土地の整理をしたところ、当該地が、農地転用許可を得ていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、西庄町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積43㎡、申請人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、進入路で、平成11年頃に申請地奥の●●番●を造成した際に、土地改良で整備した当該地を進入路として造成されました。今回、奥の土地を含めた土地利用を計画する中で、是正のために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第777号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積323㎡、船木町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積124㎡、船木町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積39㎡、渡人につきましては、神戸市東灘区本山南町●丁目●番●一●●号、●●●●、茨城県守谷市久保ヶ丘●丁目●●番地●●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●●、●●ビル●●号室、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいた

しました。契約内容は売買です。転用目的は、露天駐車場です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積15㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は贈与です。転用目的は、進入路で、現地は、令和2年頃に受人が駐車場を整備する際に造成されています。その後、土地の整理をしたところ、当該地が、渡人の農地であることが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積148㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積200㎡、渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、鷹飼町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に●●クリニック、●●クリニックの医療施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、分譲地です。当該地については、令和2年に地区計画を定め、開発された地域であります。開発区域内に従来から居住されていた譲渡人が一部は農地（畑）として残されることを希望されたため、開発区域から除外されておりましたが、今回分譲地として申請されたものです。

本来宅地造成のみの転用は認められておりませんが、農地法施行規則第47条第5号により、地区計画に定められた区域については造成のみの転用目的であっても認められるとされております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積200㎡、鷹飼町●●番地●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積200㎡、鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積200㎡、渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、受人につきましては、大阪市北区堂島●丁

目●番●号、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、本件についても、番号③と同様の内容であり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積999㎡、渡人につきましては、池田本町●●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、社会福祉法人●●●●福祉会、理事長、●●●●、申請地は、安土町下豊浦地先の農地で、安土駅から約1 km以内に所在し、安土駅を中心とした円内の宅地率が40%を超えますことから、第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、重症心身障害者グループホームの建設で、重症心身障害者の受け入れ可能なホームが市内には1カ所も無い状況であり、申請地に隣接する「●●●●作業所」との連携ができることから、当該地を選定し、建設されるものです。令和7年3月13日に農振除外されており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積376㎡、渡人につきましては、栗東市糺●丁目●番●●号、●●●●、受人につきましては、東近江市市辺町●●番地●、●●●●、申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、受人が経営する会社の駐車場が不足していることから、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議 長

議第 776 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 777 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、12番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委員

1月30日に、議第776号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第777号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて15番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

番号2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

番号3・4の案件です。

周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

番号5の案件です。

隣接の農地との境界には、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、区域内に側溝を新設し、申請地東側に集水し、市道水路に放流されることから、問題ないと考えます。

番号6の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請4件、第5条許可申請6件、計10件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議 長 　　ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

委 員

ご異議なしと認めます。

議 長

よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

それでは次に

議 長

議第 778 号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第778号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供について、を説明させていただきます。

農地法第52条に基づき、下記のとおり賃借料情報を提供することについて、審議を求め。令和8年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらについては、令和7年の1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）を示しております。ただし、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じて当事者間で相談し調整となります。

議案書中の表は、昨年分の10a当りの賃借料情報のデータでございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きにより表記をさせて頂いております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は734筆中522筆、全体の71%がこれに該当しております。最高額は、3万円（大中）で、最低額は、4千円（上田町）でございました。次に畑の賃借料の最多価格帯は14,600円、データ数は13筆中5筆でした。最高額は、14,600円（南津田）で、最低額は、9,597円（野村町）でございました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

議 長 お米の価格が上がっている中、状況も変わってくるとは思いますが、このデータはどこから引っ張っているものなのか教えてください。

事務局 データについてですが、令和7年の1月から12月の中間管理事業のものです。

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 778 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委 員
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認いたします。

議 長 それでは、次に報告第 473 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 474 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 475 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第473号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、出町●●番、田、861㎡、同じく出町●●番、田、104㎡、受理日及び受理番号、令和8年1月26日、408番、届出人につきましては、出町●●番地、●●●●、理由につきましては、長屋住宅でございます。

ましては、若宮町●●番地●、●●●●、借人につきましては、東京都千代田区飯田橋●丁目●番●号、●●●●株式会社、建設管理部長、●●●●でございます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第 473 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 474 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 475 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

賃貸借の契約解除の中で、解除後の利用予定として耕作困難とありますが、次に耕作される予定なのか、放置されてしまうと困りますのでどのような状況ですか。

事務局

耕作困難ということで、農地中間管理機構を通しての貸借ということで、中間管理機構から農業委員会に情報提供いただいている中では、農地の状態が悪くて耕作困難なため返しますということで、その後の利用については特に記載がないです。確認して、委員にお伝えします。

議 長

それでは、他に質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 196 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前11時12分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員